



がいようばん
概要版

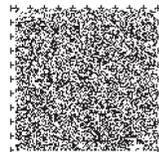
ふ ちゅう し
府中市

ち いき ふく し けい かく
地域福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和7年度 ▶ 令和11年度



れいわ ねん がつ
令和7年3月
ふちゅうし
府中市



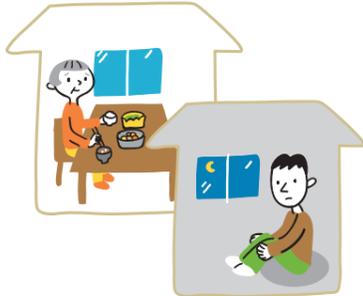
1. 地域福祉とは

近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化等により、地域住民の抱える課題の複雑化・複合化が進んでいます。その結果、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、これまでの支援制度では対応できない課題や支援ニーズの多様化への対応が求められるようになりました。また、人口減少により地域活動等の担い手が不足するとともに、住民同士の関係の希薄化などが進みつつあり、地域社会の助け合い・支え合いによる課題の解決が困難なケースも増えています。

私も高齢なのに家で介護をしながら
くちやいけな
でも、誰にも頼れない...

ひきこもったまま50代になった
子どもと、80代の親の世帯。
この先どうやって生活すれば...

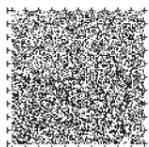
家族のお世話が大変で、勉強にも
集中できないし、遊ぶ時間もない。
私が頑張らないといけなのに...



こうした状況のなかで、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、地域で暮らすすべての人が安心して生活できるよう、地域住民や行政、福祉関係者等がお互いに協力して課題の解決に取り組むことを「地域福祉」と言います。

2. 計画の位置づけ

「第4次府中市地域福祉計画」は、市政運営の基本理念である「府中市総合計画」の部門別計画として、また高齢者、障害者、子どもなど分野別の福祉計画を横断的につなぐ計画として、市民主体のまちづくりや市民協働を促し、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。



3. 計画の基本理念及び施策体系

少子高齢化や核家族化などの社会構造の変化等により、これまでの分野ごとの支援では対応の難しい課題が顕在化するなかで、より一層、地域の中でのつながりや支え合いの意識を育み、住民が住み慣れた地域で孤立することなく、安心してその人の望む生活を送ることができるまちづくりが必要となっています。

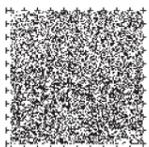
本市では、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らししていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指して、地域福祉の推進に取り組みます。

オール府中で支え合い、誰もがつながる地域づくり

基本理念
目指す姿

- 地域活動への参加を通じ、市と地域、企業等の様々な主体がつながり、多様な主体が「我が事」として、見守り、支え合うことで孤立を防ぐ地域ができる
- 日常生活の不安や、困りごとを抱える人を早期に発見し、支え、安心につなげることでできるネットワークが構築される

<p>1 地域福祉 推進体制づくり</p>	<p>(1) 地域福祉の意識づくり</p> <p>(2) 地域活動の担い手づくり</p> <p>(3) 地域活動の充実</p>	
<p>2 ふれあい・支え合いの 地域づくり</p>	<p>(1) 地域の見守りや交流の促進</p> <p>(2) 地域における防災・防犯活動の強化</p> <p>(3) 関係機関との連携強化</p>	
<p>3 安心して暮らせる まちづくり</p>	<p>(1) 取り残さない支援体制の整備</p> <p>(2) 権利擁護等の推進体制の充実</p> <p>(3) すべての人に優しいまちづくり</p>	



4. 施策の展開

基本目標	基本施策	目指す効果	市民・地域の取組	行政の取組
1 地域福祉推進体制づくり	<p>(1) 地域福祉の意識づくり 地域の力で生活課題を解決できるよう、住民同士の支え合いの意識のさらなる醸成に取り組めます。</p>	<p>地域の住民が、世代、属性を超えて相互に理解を深め、思いやりの心を育むことで、すべての住民が住み慣れたまちで安心して暮らすことができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題へ関心を持つ 地域で暮らす人と関わりを持つ 地域貢献活動について理解し協力する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での支え合い意識の普及 関心を持つきっかけづくり 福祉学習の推進
	<p>(2) 地域活動の担い手づくり 地域住民の自発的な活動が地域の課題解決につながるよう、担い手の育成や活動への支援に取り組めます。</p>	<p>地域福祉活動に、地域住民がそれぞれ担い手として、できることで参加していくことで活力が生まれるとともに、「支え手」「受け手」の垣根を越えた「支え合い」で地域がつながる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動における自分のスキル等の活用 誘い合いによる地域活動への参加 誰もが地域活動に参加しやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人づくりへ向けた支援 ボランティア活動の充実 生きがいづくりや社会参加の促進
	<p>(3) 地域活動の充実 地域課題の解決やまちの活性化につながるよう交流の場の確保や地域活動を促進します。</p>	<p>地域や団体の活動を支援することで、組織力を高め、地域福祉充実のための社会資源としての機能を担う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域で行われる行事等への積極的な参加 地域活動等に対する理解を深める 様々な地域住民が参加しやすい環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加の促進 地域課題の解決につながる活動への支援 寄附金の活用による地域活動の支援
2 ふれあい・支え合いの地域づくり	<p>(1) 地域の見守りや交流の促進 地域のつながりづくりや居場所づくり等を通じて、住民同士の見守りや支え合い、社会参加の促進に取り組めます。</p>	<p>隣近所や地域で「お互いさま」の気持ちで困っている人を支え合い、見守り合うことで、課題が深刻化する前に必要な支援につなぐことができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人とのつながりづくり 民生委員・児童委員の活動に関心を持つ 地域住民が集い、交流できる場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールの推進 多様な「居場所」の充実 多世代交流の推進
	<p>(2) 地域における防災・防犯活動の強化 災害時には、自助や共助による取組が非常に重要です。日頃からの備えと地域の関係づくりによる防災・防犯の取組を推進します。</p>	<p>地域での「自助」「共助」の意識を高め、防災・防犯活動に取り組むことで、安全で安心な地域ができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所で支援が必要な人の把握・声かけ 地域内での情報共有 自主防災組織の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯活動の促進 避難行動要支援者避難支援制度の充実 福祉避難所の設置
	<p>(3) 関係機関との連携強化 地域住民の抱える複雑化・複合化した課題に対して、分野を超えた支援を行うことのできる体制づくりに取り組みます。</p>	<p>保健・福祉・医療をはじめとした様々な機関の専門職や、住民組織、ボランティア等が連携することで、高齢者、子育て世帯、障害者等が地域で安心して暮らすために必要な支援を適切に受けることができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 困りごとや地域の課題を公的な相談窓口で相談する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題に関する情報共有 社会福祉法人等との連携強化 子どもを取り巻く課題の解決に向けた支援
3 安心して暮らせるまちづくり	<p>(1) 取り残さない支援体制の整備 近年は地域住民の抱える課題の複雑化・複合化が進んでおり、相談から速やかに支援につながる体制づくりが求められることから、包括的な相談支援や社会参加の支援等を一体的に実施する「重層的支援体制」の整備に取り組めます。</p>	<p>市民の日常生活で発生する多様な課題に対応できる相談窓口をはじめとして、様々な分野が連携して支援にあたる体制を構築することで誰も取り残さない支援を行うことができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身近な支援が必要な人への声かけや見守り 地域での孤立防止 地域課題の把握と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 断らない相談支援体制の整備 地域づくりに向けた支援 社会参加に向けた支援
	<p>(2) 権利擁護などの推進体制の充実 認知症や障害があっても安心して暮らせるよう、権利擁護の取組を推進するとともに、虐待の早期発見等に取り組めます。</p>	<p>成年後見制度の利用や、虐待の防止等権利擁護の体制を整備し、周知することで、あらゆる人の権利が保障される</p>	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に関する制度について関心を持つ 認知症について正しい理解を深める 見守り等による支援が必要な人の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の利用支援 虐待の未然防止・早期発見・早期対応 人権教育の推進
	<p>(3) すべての人に優しいまちづくり すべての人が安心して暮らすことのできるまちの実現に向けて、建造物等や情報のバリアフリー化、心のバリアフリー化に取り組むとともに、情報提供の充実に努めます。</p>	<p>住民個々のニーズに合った適切な情報提供や、サービスの充実を推進することで、すべての住民が社会参加することができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 助け合える関係づくり サービスに関する情報収集及び利用 地域の課題に対する支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 空間や情報のバリアフリー化 合理的配慮の提供 多文化共生の取組

5. 地域での取組の様子

府中市内の各地域では、地域住民によって様々な活動が行われています。地域福祉の推進にあたっては、このような地域住民主体での活動が非常に重要です。

びんご府中元気もりもり体操自主グループ

元気もりもり体操は、ストレッチと筋トレを中心とした府中市独自の体操で、地域のみなさまの自主的な活動として広がりを見せており、市内約40か所以上の地域で開催されています。今ではフレイル予防としての役割だけでなく、運動をとおして人と人がつながることのできる集いの場・通いの場として、なくてはならない居場所となっています。



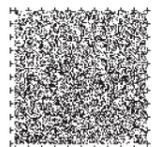
明郷わくわく学びタイム



学びタイムは、地域住民が指導者となり、様々な活動を行う子どもの居場所づくりの活動で、市内3か所で開催しています。

写真は、クルトピア明郷での取組の様子です。放課後の時間を使い、宿題や工作、料理や太鼓の練習などを行っています。子どもたちの成長にとって貴重な機会であると同時に、世代間を超えた地域のつながりを育む場となっています。

自分が住んでいる地域でどんな活動が行われているのかわかり、参加してみましよう！



6. 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度とは、認知症や障害等により判断能力に不安があっても、その人の意思を尊重してその人らしい生活が送れるよう支援する制度のことで、制度を必要とする人が適切に利用できるよう、制度の周知や利用促進の取組が求められています。

本市では、高齢化に伴い認知症高齢者の増加が見込まれており、知的障害者及び精神障害者数は増加傾向となっています。こうした中で、令和4年には社会福祉協議会において中核機関を設置し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。この制度をさらに利用しやすいものにするために、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

●主な取組

- 1 理解促進や相談窓口の周知、相談体制の整備に取り組みます。
- 2 安心して制度利用ができる体制の整備に取り組みます。
- 3 司法、医療、福祉など様々な専門性を持った職種が連携できる体制をつくります。

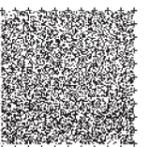
7. 再犯防止推進計画

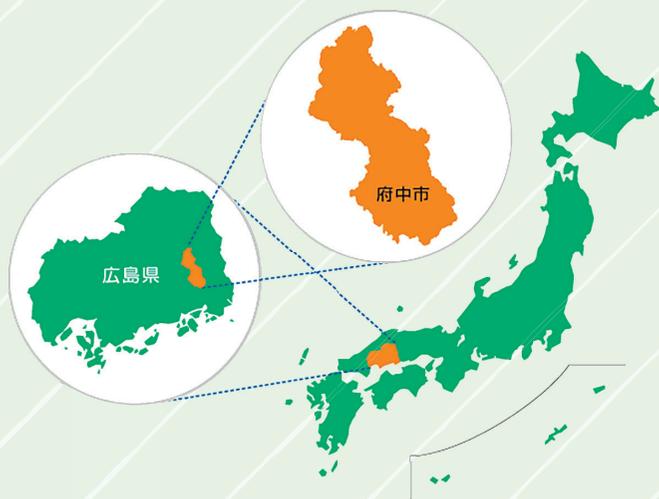
犯罪を繰り返してしまう人の中には、様々な生活課題を抱え、福祉的な支援を必要としている人も多くいます。また、出所後に就労先や住まいが見つからず、生活が成り立たないことが再犯の要因となっていることもあり、地域の中で生活できるよう支援をすることが再犯防止につながります。

地域共生社会の実現に向けて、過去に罪を犯してしまった人等が地域の一員として円滑に社会復帰できるよう、再犯防止を所管する法務省をはじめ関係機関や民間団体等との連携のもと支援を進めます。

●主な取組

- 1 犯罪や非行をした人が地域で自立して生活できるよう、継続的に就労できる場の確保や、安心して暮らせる住まいの確保に努めます。
- 2 刑務所出所後、適切な支援が必要な人に対しては、円滑な社会復帰に向けた保健・医療・福祉の連携による包括的な支援を行います。
- 3 青少年の非行の背景にある課題への早期の対応を図るとともに、安心できる居場所や公的な支援への相談ができる環境づくりに取り組みます。
- 4 保護司や更生保護女性会など、既存の民間協力者の活動を支援するとともに、新たな民間活動者の確保等に努めます。





ふちゅうしちいきふくしけいかく
府中市地域福祉計画

ふちゅう さき あ だれ ちいき
～オール府中で支え合い、誰もがつながる地域づくり～

がいようばん
【概要版】

はっこう ふちゅうしけんこうふくしふくしか
(発行)府中市健康福祉部福祉課

ひろしまけんふちゅうしふかわちよう ばんち
〒726-8601 広島県府中市府川町315番地

TEL:0847-44-9107

